

2021 年度（第 44 回）日本形成外科学会専門医認定審査についての公示

2021 年 8 月 20 日
一般社団法人 日本形成外科学会
理事長 森本 尚樹
専門医認定委員長 岡崎 睦

一般社団法人日本形成外科学会専門医認定委員会は日本形成外科学会専門医制度ならびにその細則に基づき、第 44 回認定審査を下記の要領で実施します。

本年度における申請が旧課程での申請の原則最終年度となります。

1. 専門医認定審査受験者の資格

専門医受審者の資格は、以下の日本形成外科学会専門医制度細則第 18 条に定める条件を充足する医師で、2021 年度年会費を 2021 年 10 月 31 日（日）までに納入済の者に限ります。

※専門医制度細則 https://jsprs.or.jp/specialist/seido/specialist/doc/current_seido_saisoku.pdf

- a) 日本国医師免許証取得後 6 年以上であること
- b) 4 年以上ひきつづいて日本形成外科学会正会員であること
- c) 臨床研修 2 年の後、学会が認定した研修施設において通算 4 年以上の形成外科研修を行うこと
- d) 第 19 条に定める研修を修了し、第 20 条に定める記録を有するもの
- e) 日本形成外科学会主催の春季・秋季学術講習会受講証明書を 4 枚以上保有すること

※本学会入会以前の形成外科研修歴をこの研修期間に含めることはできません。ご自身の入会日は必ず事前にご確認ください。なお、同時期に複数の施設で研修していたとする研修歴は認められません。

2. 専門医審査手続方法

a) 必要書類データ

2018 年度より、申請書類はすべてデータでご提出いただくこととなりました。

下記からご確認をお願いします。また、提出前に必ず「電子化 Tips」をご一読ください。

※申請書類ダウンロードページ

<https://jsprs.or.jp/specialist/shorui/index.html>

- 1) 専門医申請書データ（データ入力後、自署、押印したものを PDF データ化し提出）
- 2) 履歴書（最終学歴以降）
- 3) 経歴（在籍）証明書 I（データ入力後、所属長の署名、押印したものを PDF データ化し提出）
- 4) 研修歴一覧表データ
- 5) 300 症例の一覧表（細則第 20 条第 1 項）データ
- 6) 10 症例写真チェックシート
- 7) 受験者確認票シート（枠内に収まるように写真データを貼付けてください）

* 1)～7) は形成専門医申請 EXCEL1 ファイルの中にあります。

- 8) 20 症例の症例記録（細則第 20 条第 2 項）データ
- 9) 10 症例の所定の病歴要約（細則第 20 条第 3 項）データ
- 10) 形成外科に関する論文 1 編の別冊の PDF データ
- 11) 厚生労働省より発行される『臨床研修修了登録証』の写しの PDF
もしくは経歴（在籍）証明書Ⅱ（データ入力後、所属長の署名、押印したものを PDF データ化し提出）
- 12) 春季・秋季学術講習会受講証明書データ * 4 枚必要です。
- 13) 日本国医師免許証のコピーの PDF
- 14) 審査料 50,000 円の納付書類のコピーの PDF
*論文以外（11～14）は、すべて 1 つの PDF ファイルにまとめて提出してください。

以上を一括して専門医認定委員会宛に、暗号化した USB にて必要書類と共に書留に準じた方法（レターパックなど）でお送りください。提出ファイルの名前付けや USB への保存の仕方は、電子化 Tips をよく読んで行ってください。

*論文の掲載雑誌についての条件は、年に 2 回以上発行されており、査読がある（日本語または英語の）学術雑誌（Journal）を指し、proceedings などは認められません。ただし、PubMed で検索可能なオンラインジャーナルなどについては、発行回数による制限はありません。また、論文が受理された日付が提出期限内であれば有効とします。なお、入会前に掲載された論文は対象外となります。掲載予定の論文に関しては、必ず『掲載証明書（原紙をスキャンしたもの）』と『論文本文』を 1 つの PDF にまとめて提出してください。

- b) 審査料 50,000 円（資格審査料 30,000 円を含む）
郵便局にある所定の振替用紙もしくは銀行振込対応で本委員会郵便振替口座へ振り込んでください。

なお、既納の審査料は原則として返還しません。

*通信欄に「専門医認定審査料として」と記載してください。

【ゆうちょ銀行から送金の場合】

郵便振替口座：00140-8-51198
加入者名：日本形成外科学会 認定医認定委員会

【他の金融機関から送金の場合】

銀行名：ゆうちょ銀行
支店名：〇一九店（ゼロイチキュー店）
預金種目：当座
口座番号：0051198

- c) 書類提出期間

2021 年 9 月 20 日（月）～2021 年 10 月 31 日（日）【消印有効】

（ただし、事務局に持参して提出する場合は 2021 年 10 月 29 日（金）17 時必着です）

- d) 提出先住所 〒169-0072 東京都新宿区大久保 2-4-12 新宿ラムダックスビル 9 階
日本形成外科学会 専門医認定委員会 宛

3. 試験日および試験場

＜筆記試験＞

2022 年 1 月 13 日（木）13 時 00 分開始 予定

＜口頭試問＞

2022 年 1 月 13 日（木）～2022 年 1 月 14 日（金） 予定

会場：FORUM8 〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂 2-10-7 新大宗ビル

<https://www.forum-8.co.jp/>

4. 認定審査の方法

- 1) 提出された書類の審査を行い、資格の有無を決定します。(資格審査)
- 2) 有資格者と確認された申請者について形成外科的一般知識に関する筆記試験、ならびに主に研修記録に関連した口頭試問を行います。(試験審査)
- 3) 筆記試験と口頭試問を上記日程にて行い、両者および書類審査を含めた総合判定により合否を決定します。

審査の結果は、専門医認定委員会から本人に直接通知します。

合格者は、登録料 30,000 円を所定の口座に払い込んでください。その後、理事長が学会の専門医登録原簿に登録のうえ公示し、認定証を交付します。

【注】 本年から会員マイページより試験問題集の確認や模擬テスト受験が可能です。

学会誌 7 月号会告を参照し、ぜひご活用ください。

(会員マイページログイン URL) <https://mypage.sasj2.net/jsprs/login>

5. 申請書類記入上の注意

申請書類ならびに審査基準は改良を重ねておりますが、毎年書類不備が認められます。不備の内容は、事務的資料不備、臨床能力評価資料不備の両者に認められます。専門医には医師のみでなく社会人としての素養が求められ、十分に配慮された資料の作成と提出が必要です。本公示、電子化 Tips を熟読し、吟味精察された書類作成、さらには研修施設責任者等の校閲を受けて提出していただけますようお願いいたします。

a) 一般的注意

- 1) 申請書類は形成専門医申請ファイル中のテンプレートに従って入力してください。自署・捺印の必要な書類はプリントアウトし、黒インク、黒ボールペンを用いて署名、捺印の上、スキャンし、PDF ファイルとして提出してください。
- 2) デジタルデータは、「電子化 Tips」に記載された方法で、セキュリティ USB メモリーに保存してください。
- 3) 年月日は西暦で統一してください。
- 4) 全項目について、記入漏れのないように慎重に確認してください。
- 5) 経歴証明書は、それぞれ連続する 1 期間につき 1 枚記入してください。
(同じ施設での研修であっても期間が異なる場合、経歴証明書は分けて作成すること。
学会入会年月日をご確認の上、研修証明書を作成願います)
- 6) 形成外科研修については、研修施設ごとに経歴証明書を記入し、9 ケタの施設認定番号を必ず記入してください。
施設番号が不明の場合は学会事務局までお問い合わせください。
- 7) 同一施設内における他科所属の取り扱いにつきましては、形成外科指導医のもとに研修を行っていただければ認められます。
- 8) 経歴証明者は原則、経歴証明は現在の当科の科長からもらうこととします。
(認定施設の長が異動、あるいは不測の理由で証明できない場合、病院長あるいは後任者が一括して研修期間を認定することができます)
- 9) 大学院生などの研修期間に関しては、週 4 日以上形成外科の臨床研修に携わったものはフルカウントできますが、臨床研修が週 3 日のものはその年限の 3/4 を、週 2 日のものはその年限の 1/2 を、週 1 日のものはその年限の 1/4 をカウントするものとします。研修の実状は当該科の所属長、または施設長が責任をもって認定します。なお、申請内容に疑義が生じた場合、専門医認定委員会で審議、調査することがあります。
- 10) 押印箇所を押印のない書類は「書類不備」とみなされますので、提出前に押印漏れがないか、

しっかりと確認してください。

- 11) 過去に受験経験がある方は、前回の書類様式で申請することはできません。すべて本公示、電子化 Tips に記載された様式で新たに作成し直して提出してください。また、審査基準は年度ごとに改定されるため、前回とまったく同様の内容や症例で提出された場合、不合格になることがよくみられます。本公示、電子化 Tips・Q & A を熟読後に、再度書類内容を吟味して、新しく作成して提出してください。
- 12) 300・20・10 症例は入会後の症例であることが必須です。

b) 300 症例

- 1) 10 症例、20 症例と重複して構いません。
- 2) 経歴証明書に記載された施設以外での症例でも可です。
- 3) 執刀者以外、助手であった症例も認めます。平易な手術手技でも可です。
(ただしレーザーに限っては 30 症例までとします)
- 4) 300 症例の一覧表は形成専門医申請ファイルの中にあります。入力方法は「電子化 Tips」を参照してください。

c) 20 症例

- 1) 資格審査・口頭試問の対象となります。
- 2) 提出される『経歴（在籍）証明書』に記載された施設以外での症例も、20 症例として提出することは可能です。出張病院での症例も認められますが、認定施設、教育関連施設、教育関連施設美容外科と承認された施設に限ります。**(新専門医制度の専門研修連携施設の基準とは異なりますので注意してください)**
- 3) 提出症例では、症例分類の 11 項目中 8 項目以上を含む必要があります（専門医制度細則第 20 条）。
- 4) 20 症例の記録は、形成専門医_20 症例ファイルを使用してください。入力方法は「電子化 Tips」を参照してください。
- 5) 10 症例と重複しないでください。

d) 10 症例

- 1) 資格審査・口頭試問の対象となります。
- 2) 提出される『経歴（在籍）証明書』に記載された施設以外での症例は、10 症例として提出することは不可ですので注意してください。出張病院での症例も認められません。認定施設、教育関連施設、教育関連施設美容外科に承認された施設に限ります。**(新専門医制度の専門研修連携施設の基準とは異なりますので注意してください)**
- 3) 基準を満たさない症例が含まれた場合は、原則として不合格となりますので注意してください。
- 4) 10 症例の写真の作成・提出に対しては以下の点に留意してください。また、**Q & A も必ず熟読**してください。
 - a) 10 症例はすべて術後 180 日以上経過した写真を必ず提示してください。(形成専門医申請ファイルの中にある 10 症例写真チェックシートで確認できます)
術後 178 日経過写真のように、ほぼ 180 日経過していたとしても、180 日以上経過とは認められません。また、1 疾患に対し予定手術で 2 回、3 回…と複数回手術を行っている場合（エキスパンダー手術、切離・修正を要する皮弁移植手術など）は、最後の手術日から 180 日以上経過した写真を提出してください。Q & A も参照してください。
 - b) すべての症例に原則として術前・術中・術後の写真を提示してください。
 - ・術前とは原則として麻酔導入前とします（挿管後や全身麻酔下の写真は術前写真として認めません）。ただし、他科から依頼された同時再建症例、乳幼児や指示に従えない症例などは、麻酔後の写真でも認めます。手術記録にその旨を明記してください。

- ・術中写真とは、執刀開始から縫合終了前までの手術の途中経過を示す写真とします。デザインと縫合終了直後は術中として認めません。
 - c) 写真はカラー写真が望ましく、目的とする部位と変化が分かるものに限りま
 - d) 提示の写真にはいつ時点で撮影したのかが分かるように、テンプレートに従って「術前 (or 術中 or 術後) 写真 20 × ×年○月△日撮影」と必ず入力してください。入力方法は、「電子化 Tips」で確認してください。
 - e) 術前・術中・術後の写真は、すべてに付番して、分類してください。また、形成専門医申請ファイル内にある 10 症例写真チェックシートに入力してください。写真の区分が明確でない場合は「その他」の区分に入れてください。入力方法は「電子化 Tips」で確認してください。
 - f) 上顎骨や下顎骨の骨折手術や骨切り術など咬合が関与する手術は、原則として術前、術後の咬合写真が必須です。ただし、術前鎮静下にある例や重症骨折例の術前咬合写真は、全身麻酔下の写真でも可とします。また、開口障害を認めた症例は、術前・術後の開口の状態を示す写真が必要です。
 - g) 皮膚移植は、採皮部の術後の状態が分かるように写真（術後 180 日以上必須）を貼り付けてください。
また、その他の組織採取部（皮弁、骨、軟骨、脂肪、筋肉、筋膜など）も同様の扱いとします。
 - h) 眼瞼の症例は、開瞼、閉瞼の両方の写真を提示してください。
 - i) 原則として写真の差し替え・再提出・追加、術後日数の修正は認めません。
 - j) 形成専門医申請ファイル内にある 10 症例写真チェックシートの記入は必須です。すべての項目を記入して問題がないか確認してください。記入方法は、「電子化 Tips」を参照してください。
- 5) 申請者が執刀した形成外科における優れた技能を示す代表的な症例を提示してください。
(平易な手技による手術症例は避けてください)
- 6) 主たる手術手技が、単一手術手技になり過ぎないように、同一部位の手術に偏らないように注意してください。
同一部位かつ同一手技の症例は 1 例に限ります。
- 7) 20 症例と重複しないてください。
- 8) 診断名は、病理組織診断名を含めて詳細に記入してください。
- 9) 手術記録は、写真とシエマで明確に詳しく記入してください。
(術中写真のみで示せないことについては手術の計画が分かるように随時必ずシエマをつける必要があります)
- 10) 熱傷症例として提出できるのは、原則受傷から 2 週間以内の症例とします。ただし、全身管理を要するものはこの限りではありません。また、病院の都合や患者側での理由で 2 週間を超えるものである場合はその理由を明記した上で、委員会で可と判断された場合、症例として利用可能です。
- a) 熱傷面積 (%) を付記してください。
 - b) 全身熱傷の非手術例では、熱傷面積、深度のほか全身管理を行ったことを示す補液量、投薬、尿量、体温変化、血液データなどが分かる温度板などを必ず添付してください。
- 11) 皮膚移植 (分層) に対しては、移植した皮膚の厚さを明記してください。
- 12) 術前術後の放射線画像は原則同じ方法で撮影されたものを提示してください。
- 13) 骨に関する症例は、術前、術後の X 線写真または CT 写真 (術後 90 日以上) を貼り付けてください。
- 2016 (平成 28) 年 8 月以前の症例に関しては、90 日以内の X 線写真または CT 写真でも術後

の治癒状態が分かるものであれば可とします。

- 14) 唇裂では、初回手術、2次手術を問いません。
- 15) 口蓋裂では、術後の言語評価もしくは術後写真が必要です。
- 16) 11項目分類の項目6（母斑、血管腫、良性腫瘍）として提出する症例では、病理診断名と病理所見を記入し、組織写真を提示してください。
- 17) 11項目分類の項目7（悪性腫瘍およびそれに関連する再建）として提出する症例では、執刀者が再建か切除か明確に記載してください。悪性腫瘍の切除症例として提出をする場合は病理診断名と病理所見を記入し、組織写真の提示が必須です。
- 18) 顔面神経を操作（剥離・再建など）した症例は、術後の運動機能が分かる写真の提出が必要です。
- 19) エキスパンダーを用いた手術は、原則として一連（挿入時と抜去再建時）の手術としての資料提出となります。したがって、挿入時の術前・術中・術後写真、抜去再建時の術前・術中・術後写真が必要です。
- 20) 手術術式は、正確に記入してください。
たとえば、〇〇形成術などの曖昧な表現は避け、適切な手術内容を示す手術手技名を用いてください。
- 21) 平易な手技の症例はマイナー症例とみなします。
10症例中、2症例以上にマイナー症例がある場合には、原則として不合格とします。
 - a) レーザー症例はマイナー症例とみなします。
 - b) 糖尿病や末梢血管障害などを伴わず、切断レベルに関する詳細な検討を要さないような単なる四肢切断術は、マイナー症例とされる場合があります。
 - c) マイナー症例を生じ、その分野で代表的執刀例がなくなったことで8項目を満たせなくなれば、書類が条件を満たさないと判断します。（マイナー症例が1症例の場合、残り9症例で8項目を満たさなければ不合格となります）
- 22) 写真、X線などの必要条件は、施設個別の事情を斟酌しません。必ず提出してください。
- 23) 10症例ファイルは多くの写真を貼り付けるのでファイルの容量が大きくなります。そのまま提出せず、審査用ファイルの画面表示に適切な品質（解像度150ppi程度）になるようにPowerPointファイルのサイズを圧縮して提出してください。
- 24) 書類審査過程で提出資料に疑義が発生した場合には、記載事項確認のためにカルテの写し、日付が確認できるX線、CT写真のコピーなどの提出を要求することがあります。
- 25) 専門医認定審査に関連する新しい情報が発生した際、日本形成外科学会ホームページにて、随時掲載を予定していますので、以下URL先の「TOPICS」を頻繁にチェックされることを推奨いたします。
日本形成外科学会ホームページ< <https://jsprs.or.jp/>>

6. 個人情報の取り扱いについて

- 1) 申請書類は3年間事務局にて保管した後、破棄（溶解処理）いたします。保管・廃棄にあたっては個人情報保護法を遵守します。
- 2) 一般社団法人日本形成外科学会個人情報保護方針に基づき、収集した個人情報は専門医認定審査の目的に利用し、他の目的には利用いたしません。
- 3) 申請書類作成に際しては、電子媒体を利用したり、施設外へ情報を持ち出したりすることにより盗難や紛失等の機会も増えます。申請者は、特に10症例には要配慮個人情報（機微情報）にあたる可能性のある情報が存在するので、データを暗号化するなどして厳重に取り扱うようお願いいたします。
- 4) 個人が特定される可能性のある症例については、患者への十分な説明のもとに承諾をお取りください。

7. 問い合わせ

症例内容などの学術的質問に関しては、所属施設の上長と相談の上、判断が難しいのもののみ事務局までお問い合わせください。

日本形成外科学会 専門医認定委員会

TEL : 03-5287-6773

E-mail : jsprs-office01@shunkosha.com